慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	『穆天子伝』訳注稿〔三〕
Sub Title	Mu Tianz Zhuan (穆天子伝) III
Author	桐本, 東太(Kirimoto, Tota) 森, 和(Mori, Masashi) 矢島, 明希子(Yajima, Akiko) 川村, 潮(Kawamura, Ushio) 吉田, 章人(Yoshida, Akihito)
Publisher	三田史学会
Publication year	2014
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.83, No.2/3 (2014. 7) ,p.139(265)- 165(291)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	史料翻訳
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20140700-0139

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

史料翻訳

『穆天子伝』訳注稿〔三〕

〔監訳〕桐本東太
〔訳注〕森和、矢島明希子、川村潮、吉田章人

『穆天子伝』巻三

〔一〕

原　文

1　吉日甲子、天子賓于西王母(1)〔西王母、如人虎齒、蓬髪戴勝、善嘯。紀年、穆王十七年、西征昆侖丘、見西王母。其年、來見、賓于昭宮〕。乃執白圭・玄璧、以見西王母(2)〔執贄者、致敬也〕、好獻錦組百純・□組三百純(3)〔純、疋端名也。周禮曰、純帛不過五兩。組、綬屬。音祖〕。西王母再拜受之(4)。□。

2　乙丑、天子觴西王母于瑤池之上(5)。西王母爲天子謠(6)〔徒歌曰謠〕曰、白雲在天、山陭〔陵字〕自出(7)。道里悠遠、山川間之〔間、音諫〕。將子無死〔將、請也〕、尚能復來(8)〔尚、庶幾也〕。天子答之曰、予歸東土(9)、和治諸夏(10)。萬民平均、吾顧見汝〔顧、還也〕。比及三年、將復而野(11)〔復反此野而見汝也〕。西王母又爲天子吟(12)曰、徂彼西土〔徂、往也〕、爰居其野。虎・豹爲羣、於・鵲與處(13)〔於、讀曰烏〕。嘉命不遷(14)〔言守此一方〕、我惟帝女(15)〔帝、天帝也〕。彼何世民(16)、又將去子(17)。吹笙鼓簧(18)〔簧、在笙中〕、中心翔翔(19)〔憂無薄也〕。世民之子、唯天之望〔所瞻望也〕。天子遂驅升于弇山(20)〔弇、弇茲山、日入所也〕。乃紀名迹于弇山之石(21)〔銘題之〕、而樹之槐、眉曰西王母之山(22)〔言是西王母所居也〕。

3　丁未、天子飲于温山(23)。□考鳥(24)〔紀年曰、穆王見西王母。西王母止之曰、有鳥、鴟人。疑説此鳥、脱落不可知也〕。

訓　読

1　吉日甲子、天子、西王母に賓たり〔西王母は、人の如くにして虎齒、蓬髪にして勝を戴き、善く嘯く。『（竹書）紀年』に、「穆王十七年、西のかた昆侖の丘に征き、西王母に見ゆ。其の年、來見し、昭宮に賓たり」と〕。乃ち白圭・玄璧を執り、以て西王母に見え〔贄を執る者は、敬を致すなり〕、好として錦組百純・□組三百純を獻ず〔純は、疋・端の名なり。『周禮』（地官媒氏）に曰く、「純帛は五兩に過ぎず」と。組は、綬の屬。音は祖〕。西王母再拜して之を受く。……

2　乙丑、天子、西王母に瑤池の上に觴せしむ。西王母、天子の爲に謠いて〔徒だ歌うのみを謠と曰う〕曰く、「白雲天に在り、山陭〔陵字〕自ら出ず。道里悠遠にして、山川之を間つ〔間、音は諫〕。將うらくは子の死すること無く〔將は請なり〕、尚わくは能く復た來らんことを〔尚は庶幾なり〕」と。天子、之に答えて曰く、「予東土に歸り、諸夏を和らぎ治めん。萬民平らぎ均わば、吾顧りて汝に見えん〔顧は還なり〕。三年に及ぶ比おい、將に而の野に復らんとせん〔復た此の野に反りて汝に見ゆるなり〕」と。西王母又た天子の爲に吟じて曰く、「彼の西土に徂き〔徂は往なり〕、爰に其の野に居る。虎・豹は羣を爲し、於・鵲は處を與にす〔於は讀みて烏と曰う〕。嘉命もて遷らざるは〔此の一方を守るを言う〕、我は惟れ帝女なればなり〔帝は天帝なり〕。彼の何くの世民、又た將に子より去らんとせんや。笙を吹き簧を鼓し〔簧は笙の中に在り〕、中心翔翔たり〔憂、薄る無きなり〕。世民の子に之るは、唯れ天の望なり〔瞻望する所なり〕」と。天子遂に驅りて弇山に升る〔弇は弇茲の山、日入の所なり〕。乃ち名迹を弇山の石に紀し〔銘して之に題す〕、而して之に槐を樹え、眉して「西王母の山」と曰う〔是れ西王母の居る所なるを言うなり〕。

3　丁未、天子温山に飲す。□考鳥〔『（竹書）紀年』に曰く、「穆王、西王母に見ゆ。西王母、之を止めて曰く、「鳥有り、人を謂す」と。疑うらくは此の鳥を説うも、脱落して知るべからざるなり〕。

現代語訳

1　吉日甲子①、天子は西王母に賓客として迎えられた。そこで白圭・玄璧を手に持って西王母に謁見し、錦の組紐百純・□の組紐三百純を献じて好誼を通じた。西王母は二度拝礼してそれを受けた。……

乙丑②、天子は西王母を瑶池のほとりで觴の儀礼でもてなした。西王母は天子のために伴奏なしで、「白雲は天高くたなびき、山陵は自然にその白雲をつきぬけて聳え立っている。（周から私の邦までの）道程は遥かに遠く、山川がその間を隔ている。どうかあなたがお命を落とされることなく、願わくは再び（ここに）お出でになれますように」と謡った。天子はそれに答えて、「私は（西王母の邦から見て）東方の地（にある周）にひとまず帰って、諸夏を治めて協和させましょう。万民が均しく治まったならば、私は（こちらに）戻ってきて、またあなたにお会いしましょう。三年経った頃にあなたの野に戻ってこようとするでしょう」と歌った。西王母は再び天子のために、「（私は周から見て）この西方の地にやって来て、この野に居住しました。（ここでは）虎や豹が群れをなし、烏や鵲も一緒に暮らしています。（この西方の地に守り住むようにという天帝の）嘉き命を謹み受けて（ここから別の地に）移り住まないのは、私が他ならぬ天帝の女であるためです。あちらの（周が）代々（治めている中でどこ）の民があなたから遠ざかろうとするのでしょうか（誰もあなたから離れることはありません）。（彼らはみな）笙を吹き簧を振るわせて、心中憂いなく楽しむでしょう。代々の民があなたを慕い来るのは、それが天の望むところだからです」と吟じた。（西王母の言祝ぎを受けた）天子はかくて（車馬を）駆って弇山に登った。そこで弇山の石に（穆王の）行跡を刻んだ。そしてまたここに槐を植え、（その一帯を）「西王母の山」と名付けた。

3 丁未㊹、天子は温山で飲の儀礼を行った。□考鳥。

注釈

（1）「西王母」については、『穆天子伝』や『山海経』をはじめとして多くの伝世文献に多様な姿形で記され、また漢代の画像石など図像資料にも多く描かれ、様々な分野での研究が蓄積されている（遅文傑他二〇〇八）。

森雅子によれば、史料中の西王母は、(1)神名としての西王母と(2)国名（地名）としての西王母に二大別され、更に前者はⓐ陳夢家が指摘した殷代の卜辞中に見出される「西母」（日・月もしくは太陽崇拝との関連が想定される。陳夢家二〇〇四）、ⓑ半人半獣の姿で

山岳に住む怪神（『山海経』西山経など）、ⓒ不老長寿の真人（『荘子』大宗師篇）、ⓓ不死の薬を所有する女仙（『淮南子』覧冥訓など）、ⓔ地上の支配者（堯、舜、禹、黄帝、漢の武帝、燕の昭王等）と交流する吉神（『論衡』無形篇、『大戴礼記』少間篇など）、ⓕ東王公の皇后となり、道教における女神（女仙）中の第一人者（『墉城集仙録』など）、の六説に、後者をⓖ中国の西方にある荒遠の地（四荒の一つ。『爾雅』釈地）、ⓗ中国の西方の国（『荀子』大略篇、『淮南子』墜形訓など）、ⓘ中国の西方の部族（西戎）、ⓙｈもしくはｉの君長名の四説にそれぞれ整理されるという（森雅子二〇〇五ａ）。そして、その変遷について、西王母の本来の神格や機能は「山岳の女神」「百獣の女主人」「両性具有の絶対者」であり、ついで地上の帝王や英雄に不死、長寿、子孫や国家の繁栄と安寧を約束する「幸運の女神」に変貌し、最終的には道教における第一位の女仙として君臨する大女神に昇格するという（森雅子二〇一一）。

殷墟卜辞に見える「西母」と後世の伝世文献に見える「西王母」との関連性は具体的には明らかになっておらず、現在、西王母の最も原初的な姿を伝えるとされるのは、郭注の典拠と思われる『山海経』西山経の「西王母、其狀如人豹尾、虎齒而善嘯、蓬髪戴勝。是司天之厲及五殘」という記述である。前野直彬はこのような西王母の異形の相貌が「天の厲および五残を主管する」という属性から付与されたもので、ほぼ『山海経』にのみ見える西王母の原形とし、神話の歴史化の中で中国に玉を献上する西王母と不死の薬を持つとされる西王母の二種類に要約できるとする。そして『穆天子伝』の本段で穆王が会う西王母は、「將子無死」という謡辞に不死の薬へと発展する萌芽が認められるが、完全に不死を保証するには至っていないこと、穆王から玉を贈られ、供物を受ける神の姿を存していることから、そのような変遷の中での過渡的な段階にある姿を示しているのではないかと推測する（前野直彬一九七五）。

一方、小南一郎は、『山海経』の西王母と『穆天子伝』の西王母とはともに戦国時代の伝承の中にその来源があったと考えられるが、それぞれの性格が異なるのは、元来一つであった西王母伝承が二つに分かれたもので、中国の西方にあった国の伝承のほうが西王母神話が歴史化されてゆく過程上の一様相であったと推

定する。そして『穆天子伝』は古い穆王西征の物語に、地上の王者と西王母との交渉という筋書きが挿入されてできたものであるが、全体の中でこの穆王と西王母との会合の部分だけがいささか異質で浮き上がっているように見えるのは、その西征と西王母との交渉という二つの要素を十分に融合させるに足るだけの伝承が重ねられていない段階で文字に定着されたことが背景にあるという（小南一郎一九九一）。

（2）上部が尖り下部が四角い圭や中央に円形の孔が空けられた薄い円形の璧が祭祀の他、会見に持参するものとしても用いられることは巻二［六］注（7）で述べたとおりであるが、郭注に従えば、これらの白圭・玄璧は会見に際して手に執って相手に敬意を尽くすものである。しかし、陳逢衡は郭注が圭や璧を「贄」（礼物の意か）と解しているとして、『周礼』秋官小行人の鄭注「瑞、信也。皆朝見所執以爲信」を引き、郭注を誤りとする。『周礼』春官典瑞に「公執桓圭、侯執信圭、伯執躬圭、繅皆三采三就。子執穀璧、男執蒲璧、繅皆二采再就。以朝覲・宗遇・會同于王。諸侯相見亦如之」とあり、鄭司農注に「以圭・璧見于王」「亦執圭・璧以相見」といい、また同考工記玉人に「命圭九寸、謂之桓圭、公守之」などとあり、鄭注に「命圭者、王所命之圭也。朝覲執焉、居則守之」というのをふまえれば、王への朝見や諸侯同士の会見に手に持つ圭・璧は、もともと王が諸侯に爵を命じるときに賜るもので、普段は諸侯が保管していて、会見の際に相手に礼物として贈る性質のものではないと考えられる。楊寛は「贄」を執って面会する儀礼「贄見礼」について、覲礼や聘礼のような高級な贄見礼では「贄」の授受を行う儀式の中に「執玉」「辞玉」「受玉」「還玉」などの礼節があり、「贄」の授受の後、主人は礼に従って「贄」を賓客に返却すること、また臣下が初めて君主に謁見するとき君主は「贄」を受けて返却しないことによりその臣下の受入れを示すという（楊寛一九九九）。小南一郎は、穆王が玉を手に執り捧げ物をして面会するなど、西域の他の集団の領袖に対する場合よりも鄭重な礼で西王母に接し、みずから「天帝の娘である」と名乗っている西王母に対して平等な関係にある者、あるいは臣下ともいうべき礼を執っていることを指摘する（小南一郎一九九一）。

（3）「純」は郭注にいうように疋や端と同じく布帛の単位。『戦国策』秦策一の「錦繡千純」に対する注

（姚本）に「純、束也」とあり、郭注も引く『周礼』地官媒氏の「凡嫁子娶妻、入幣純帛、無過五両」に対する鄭注に「五両、十端也。（『礼記』）雑記曰、納幣一束、束五両、両五尋。然則毎端二丈」とあるのによれば、百純は二千丈（先秦時代の1尺を約23・1㎝（丘光明一九九二）、1丈は10尺で計算すると約四六二〇m）、三百純は六千丈（約一三八六〇m）。鄭傑文は戦国時代に中国の絹織物業は大きく発展し、各諸侯国で絹織物が賞賜品として常用されたとして、本句には戦国時代の古シルクロードにおける絹織物交易が反映されているという。

穆王から西王母に献じられた「錦組」および「□組」に対して郭注が男女の婚姻を掌る『周礼』地官媒氏を引いていることをふまえれば、本段における二人の会見は「聖婚（神婚）」の儀礼であったと見做すことも可能である。小川琢治は本段の「賓」が対等の礼をもって会見する義であることを指摘しながらも、儀式張った会見は最初だけで、翌日の謡（うた）の応酬は後人の潤色があったとしても「極めて親密なる衷情を露骨に語り合ったもの」であり、それが『史記』趙世家に「西巡狩、見西王母、樂之忘歸」と記されるような穆王耽溺の伝説を生み、儒家に非難された理由であると述べ、穆王と西王母の交際の真相として男女関係を想定する。また森雅子も「シュルギ王讃歌」との比較研究を通じて「錦組百純」などの好の贈与、瑶池のほとりでの觴礼、穆王のために西王母が謡った歌に込められた嘆願・祝福などに婚儀（もしくは性的結合）を除く聖婚の儀式の諸段階が認められると指摘する（森雅子二〇〇五a・b）。

（4）　本句の西王母以外に『穆天子伝』の中で「再拜」するのは、穆王（1.3a.1、1.3a.8）・河宗柏夭（1.2b.11、4.3b.1、4.3b.7）・七萃の士（1.5a.2）・七萃の士の高奔戎（3.3a.10、5.3b.4）・許男（5.1b.6）・逢公（5.4b.7）・太子（6.4a.1、6.4a.5）で、いずれも周あるいは中原の文化圏に属すると思われる人々であり、巻二［二］注(16)で整理したように、穆王一行の訪れた地の人々が「膜拜」するのとは対照的である。西王母が西方の地に居ながら穆王らと同じく「再拜」するのは、後段で述べられているように西王母が「帝女」であることによるか。

（5）　「瑤池」について、『史記』大宛列伝の太史公論賛に「禹本紀言、河出崑崙。崑崙其高二千五百餘里、日

月所相避、隱爲光明也。其上有醴泉・瑤池」とあり、昆侖の上に位置するとされる。その所在については新疆ウイグル自治区のバリコン湖、同ボステン湖、テヘランの南のDaria-i-namakなどといった説がある（殷周史研究会二〇〇六）。

（6）「謠」は郭注や『爾雅』釈楽に「徒歌謂之謠」、『詩』魏風園有桃の毛伝に「曲合樂曰歌、徒歌曰謠」というように、楽器に合わせず肉声に節をつけて歌うこと。

（7）「山陵自出」の「陵」字について、陳煒湛は『穆天子伝』の原簡には《陵父日乙罍》（集成9816西周前期）の「[illegible]」字や《散氏盤》（集成10176西周後期）の「[illegible]」字のような「陵」字が書かれていたが、荀勖がそれを知らないまま楷書化したため、右旁が山・人・心に従うようになったという（陳煒湛一九九六）。

諸徳彝は「阻」字の古文が「[illegible]」に作り、篆文の「[illegible]」（之）が「出」字と同じであることから、「自出」は恐らく「阻之」に作るのであろうという。一方、鄭傑文は「出」字を字形近似による「止」の形譌であるとし、本句の「止」は「山川間之」の「之」と「尚能復來」の「來」と之部で押韻するという。そして「山陵自止」は天の白雲がここまで漂ってきて山陵によって自然に止められたことを言い、穆王が遠路ここまで来たことを喩えたものと解する。

詩における白雲と山陵について、後代の例であるが、『文選』巻二十七詩戊行旅下沈休文「早発定山」に「夙齡愛遠壑、晚莅見奇山。標峯綵虹外、置嶺白雲間」とあり、李善注に「穆天子傳、西王母謠曰、白雲在天、丘陵自出」と本句を引き、また同巻四十牋謝玄暉「拝中軍記室辞隋王牋」に「白雲在天、龍門不見。唯待青江可望、候歸艎於春渚」とあり、やはり李善注に「穆天子傳、西王母爲天子謠曰、白雲在天、山陵自出。……將子無死、尚能復來」と西王母の歌謠を引く。これらはいずれも天高くたなびく白雲と、それにも届くような高い山（後者は、白雲に遮られて見えないが）を対比的に描写したものと考えられ、これらをふまえるならば、本句も当地の高く険しい山々の様子を謠ったものと解されよう。

（8）西王母の歌謠の末句について、伊藤清司は穆王との別れに際して再会を希望する西王母が禁句であるはずの相手の死のことを語ったのは、この歌詩が本来、不死回生の呪歌、少なくとも再生の呪文を下敷きとし

て作られた告別の詩であったのではないかと推測する。また現行『穆天子伝』が巻一から巻五までの穆王の西方訪問と、それとは直接関係のない穆王の寵姫である盛姫の死と葬儀の記事である巻六という異質の記載から構成されていることについて、両者が死と再生のテーマを共通にもっていたからではないかと指摘する（伊藤清司一九九八）。

（9）「東土」について、巻二に柏夭が赤烏氏の説明をする中で「大王亶父之始作西土」（2.3a.5）とあり、古公亶父による周族の拠点形成が「西土」において行われたとされるが（巻二［四］注（6）参照）、本句はその「西土」に対置される「東土」ではなく、下文で西王母が「徂彼西土、爰居其野」と吟じている「西土」、すなわち「西王母の邦」に対する「東土」であろう。

（10）「諸夏」という語が指し示す領域や「夷狄」との相違などが史料により異なること、およびその意識の成立については、小倉芳彦・平勢隆郎・高津純也・吉本道雅・渡邉英幸ら諸氏をはじめとして多くの議論がある。しかし、本句においては穆王が帰る「東土」全域、すなわち穆王期における西周の勢力範囲が想定されていると考えられる。

（11）西王母の歌謡に対する穆王の返歌は、董同龢の上古復元音によれば、「和治諸夏」の「夏」・「吾顧見汝」の「汝」・「將復而野」の「野」が魚部で押韻する（董同龢一九四四）。

（12）本句「西王母又爲天子吟曰」以下、「世民之子、唯天之望」までは、道蔵本など他の版本では「西王母之山還帰丌□世民作憂、以吟曰、比徂西土、爰居其野。虎豹爲羣、於鵲與處。嘉命不遷、我惟帝。天子大命而不可稱顧世民之恩流涕𡵂隕、吹笙鼓簧、中心翔翔。世民之子、唯天之望」に作り、下文の「眉曰西王母之山」の後に位置していたものを、洪頤煊が、『山海経』西山経の郭璞注に引く当該箇所と大きく異なり、錯簡が多く文意が通じないため、『山海経』郭璞注が引用するところに従い改めたものである。そのため本句以下が西王母の歌であったか否かは検討の余地があるが、本訳注の底本に従えば、「徂彼西土」～「我惟帝女」は西王母が自分自身のことについて歌ったものとなる。

「吟」は、『詩』国風関雎序の「吟詠情性」に対する孔穎達疏に「動聲曰吟、長言曰詠」とあるのによれば、声を震わせて歌うこと。

(13) 「虎・豹爲羣、於・鵲與處」について、『穆天子伝』巻二に「春山之澤、清水出泉、温和無風。飛鳥・百獸之所飲食、先王所謂縣圃」(2.2a.12)、「春山、百獸之所聚也、飛鳥之所棲也」(2.2b.5)とあり、楽園の一つと考えられる「春山」は百獸・飛鳥が集まり棲み、飲み食らうところとされ、また『山海経』海外西経に「此諸夭之野、鸞鳥自歌、鳳鳥自舞。……百獸相與羣居」、大荒西経に「西有王母之山・壑山・海山。有沃之國、沃民是處。沃之野、……鸞鳥自歌、鳳鳥自舞。爰有百獸、相羣是處。是謂沃之野」とあるように、鸞鳥や鳳鳥が歌い舞う楽園にも百獸が群れなしているとされている。さらに秦漢時代の上林苑や、秦の始皇帝陵の外城内西側に位置する珍禽異獣坑や外城外の北東に位置する動物坑・水禽坑など、皇帝の庭園(地下庭園)には多種多様な動植物が集められていた。このような古代の動物観をふまえるならば、西王母が天帝の「嘉命」によって移り住んだ「其野」に棲まう虎や豹、烏や鵲などの鳥獣も楽園の表象として歌われていると解される。

(14) 「嘉命不遷」について、山崎藍は「嘉命(天帝の命令)」が「遷らず(変わらず)」と解し(山崎藍二〇〇七)、森雅子は西王母が永遠の命を与えられ、不老不死であることを謡っていると解する。しかし、郭注に「言守此一方」とあるのによれば、前野直彬・小南一郎らが訳しているように(前野直彬一九七五、小南一郎一九九一)、天帝の「嘉命」を受けて西王母が「彼の西土に徂き、爰に其の野に居」るまま、他の地へ「遷らず」と解するべきであろう。『太平御覧』巻九二一などに引かれる本句が「嘉命不還」のように、「還」字に作っていることも傍証となろう。

(15) 「我惟帝女」の「女」字はもと脱していたが、洪頤煊が『事類賦注』巻十九に従って補ったもので、『山海経』西山経の郭璞注や『太平御覧』巻九二一に引く本句も「我惟帝女」に作る。先秦~漢代の資料中、西王母を「帝女」と明記する資料は管見の限り『穆天子伝』だけである。

(16) 「世民」について、森雅子は「死すべきことが運命づけられている人間もしくは人間の男性」、すなわち穆王を指しており、それに対して天帝の娘である西王母が「嘉命(永遠の命)」を与えられているために、二人の別離が余儀ないものであったと解する(森雅子二〇一三)。しかし、『晏子春秋』外篇下に「仲尼曰、

吾聞、晏子事三君而順焉。吾疑其爲人。晏子聞之曰、嬰則齊之世民也」とあり、これをふまえれば、周の統治下で代々暮らしている民を指すのであろう。

(17) 「又將去子」について、鄭傑文は「子」字を字形近似による「予」の誤字とし、「我惟帝女」の「女」・「於鵲與處」の「處」・「爰居其野」の「野」・「徂彼西土」の「土」と魚部で押韻するという。

(18) 「吹笙鼓簧」について、郭注および『釈名』釈楽に「簧、横也、於管頭横施於中也。以竹・鐵作、於口横鼓之、亦是也」とあるように、「簧」は管の頭部の内側に横向きにはめる竹や鉄製のリード。「笙」は、『説文』五篇上竹部に「笙。十三簧、象鳳之身也」、あるいは『風俗通義』声音に「謹按、世本隨作笙、長四寸十二簧、象鳳之身」とあるように、簧が十数枚ある管楽器。一九七七年九月に湖北省随州市で発見された戦国早期の曽侯乙墓から漆塗りの笙が6件（管が18・14・12本のものが各2件ずつ）出土しており、ダンチク（*Arundo donax linn*）質の細長い簧も10件、割合完整な状態で残っている（湖北省博物館一九八九）。

(19) 「中心翔翔」の「翔翔」について、顧実は『詩』斉風載駆の毛伝に「翺翔、猶彷徉也」、檜風羔裘の鄭箋に「翺翔、猶逍遙也」とあることから、憂いと楽しみのどちらも形容でき、そのため郭注が「憂無薄也」と訓んでいるとする。王貽樑は一部の版本や『山海経』西山経の郭注で「翺翔」に作るより「翔翔」に作る方が佳として、「洋洋」と同じく悠然として心地良い状態に解する。ここでは郭注に従い、心中に憂いもなく楽しんでいる様と解しておく。

(20) 「弇山」は郭注にいうように「弇茲（崦嵫）山」。『山海経』西次四経の鳥鼠同穴之山から西南三百六十里にある最後端の山として見え、郭璞注に「日沒所入山也」とある他、『楚辞』離騒に「望崦嵫而勿迫」とあり、王逸注に「崦嵫、日所入山也。下有蒙水、水中有虞淵」とあるように、中国古代では、世界の西の果てにある、太陽の沈む山と考えられていたようである。その所在については、甘粛省天水市、テヘランの西北エルブールズ山脈の最高峰、カスピ山脈の一峰などといった説がある（殷周史研究会二〇〇六）。

(21) 「名迹」の「名」字はもと「丌」に作っていたが、洪頤煊が『山海経』西山経および大荒西経の郭注、『穆天子伝』巻二に「乃爲銘迹于縣圃之上」（2.2b.11）とあることから改めたもの。

(22) 「眉」について、盧文弨は「眉、猶題也」とし、翟云升は「眉」を字形類似による「名」の誤写とする。しかし、顧実は『墨子』非楽上篇に「眉之轉朴」とあるのを引いて「眉亦卽名也。則不必改」といい、また孫詒讓『墨子閒詁』も同句の注で『穆天子伝』の本句「眉曰西王母之山」を引いて「卽名也」という。これらをふまえれば、石に穆王の行跡を刻み、槐を植えた弇山一帯を「西王母の山」と名付けたと解されよう。

(23) 「丁未」は穆王が西王母を觴の儀礼でもてなした乙丑から42日後にあたるが、顧実は「自乙丑下距丁未一百零三日、當有脱簡、或因休息、不明也」といい、102日後の丁未の日に比定する。

「温山」の所在についてはイランのニネヴェ北、ロシアのコーカサス南部のアララト山、新疆ウイグル自治区のジュンガル盆地南縁の山などとする説がある(殷周史研究会二〇〇六)。

(24) 「□考鳥」について、檀萃は「□」に「以」を補い、温山で校猟(校で禽獣の逃げ道を塞いで行う狩猟)を行ったとし、陳逢衡は「□」に「戊申」(温山で飲酒礼を行った丁未の翌日)を補う。郝懿行は『文選』巻十四賦庚鳥獣下顔延年「赭白馬賦」の注に「古文周書曰、穆王田、有黑鳥若鳩」とあるのがあるいは「考鳥」のことかという。鄭傑文は「考鳥」とは、太陽が沈み、太陽に近づくところまで穆王が到達し、太陽の中にいるとされる三足烏を考察したのであろうと推測する。しかし注(23)で述べたように、欠文を挟んで直前の日付「丁未」は、穆王が西王母を觴の儀礼でもてなした乙丑から42日後にあたるので、本句の「考鳥」と西王母との関連は不詳。

(森　和)

[二]

原　文

4　己酉、天子飲于溽水之上(1)〔溽、音淑〕。乃發憲命(2)〔憲、謂法令〕、詔六師之人□其羽(3)。爰有□藪水澤、爰有陵衍平陸(4)〔大阜曰陵、高平曰陸〕。碩鳥解羽(5)。六師之人畢至于曠原(6)〔言將獵也。下云、北至曠原之野。飛鳥之所解其羽。山海經云、大澤方千里、羣鳥之所生及所解。紀年曰、穆王北征行積羽千里。皆謂此野耳〕。曰天子三月舍于曠原。□天子大饗正公・諸侯・王勤・七萃之士(7)〔勤、猶勞也〕于羽琌之上(8)〔下有羽陵。疑亦同〕。乃奏廣樂、六師之人翔畋于曠原(9)〔翔、猶遊也〕、得獲無

疆〔無疆、無限也〕、鳥獸絶羣〔言取盡也〕。六師之人大畋九日。乃駐于羽陵之□(10)、收皮效物(11)〔物、謂毛色也。詩云、九十維物〕、債車受載〔債、猶借也〕。天子于是載羽百車(12)〔十羽爲箴、百羽爲縛、十縛爲緷。見周官〕。

訓　読

4　己酉、天子溽水の上に飲す〔溽、音は淑〕。乃ち憲命を發し〔憲は法令を謂う〕、詔六師之人□其羽。爰に□藪水澤有り、爰に陵衍平陸有り〔大皐を陵と曰い、高平を陸と曰う〕。碩鳥羽を解く。六師の人畢く曠原に至る〔將に獵りせんとするを言うなり。下（巻四）に云う、「北のかた曠原の野に至る。飛鳥の其の羽を解く所なり」と。『山海經』（海内西経・大荒北経）に云う、「大澤は方千里、羣鳥の生まるる所及び解く所」と。『（竹書）紀年』に曰く、「穆王北のかた征行し積羽すること千里」と。皆な此の野を謂うのみ〕。曰に天子三月曠原に舍る。□天子大いに正公・諸侯・王勤・七萃の士を〔勤は猶お勞のごときなり〕羽琌の上に饗す〔下に羽陵有り。疑うらくは亦た同じならん〕。乃ち廣樂を奏し、六師の人曠原に翔畋し〔翔は猶お遊のごときなり〕、獲を得ること無疆なれば〔無疆は無限なり〕、鳥獸羣を絶つ〔取り盡くしたるを言うなり〕。六師の人大いに畋りすること九日。乃ち羽陵の□に駐し、皮を收め物を效べ〔物は毛色を謂うなり。『詩』（小雅無羊？）に云う、「九十維れ物」と〕、車を債り受け載す〔債は猶お借のごときなり〕。天子是に于いて羽百車を載す〔十羽もて箴と爲し、百羽もて縛と爲し、十縛もて緷と爲す。周官に見ゆ〕。

現代語訳

4　己酉㊻、天子は溽水のほとりで飲の儀礼を行った。そこで命令を出して、詔六師之人□其羽。ここには□・木立・河川・沼地があり、丘陵・河岸台地・平野・高原がある。大きな鳥の羽が抜け落ちる（ところである）。六師の人がみな曠原に到着した。ここで天子は三カ月間曠原に泊まった。□天子は大いに正公・諸侯・王勤・七萃の士を羽琌の上で饗応した。そこで広楽を演奏し、六師の人は曠原を駆け巡って狩りをし、限りなく獲物を獲り尽くしたので、鳥獸の群がなくなってしまった。（このように）六師の人は九日間大いに狩りをした。そこで羽陵の□に駐

留し、（狩りで得た）皮を収め毛色を調べ、車を借りて（それらを）載せた。天子はここで羽毛を車百台分載せた。

注　釈

（1）「溽水」の所在については、陝西省安定県の吐延川、アフガニスタンのハリー川、トルコからグルジアに流れるKura河などとする説がある（殷周史研究会二〇〇六）。

（2）「憲」について、郭璞は「憲、謂法令」と注しており、巻一「乃命正公郊父、受敕憲、用申八駿之乘」(1.4a.4)には「憲、教令也」、巻六「曰天子出憲」(6.4a.10)には「憲、命」と注している。その他、「憲命」の語は『荀子』王制に「脩憲命」と見え、楊倞は「修憲法之命」と注する。また、「憲」を出す主体について、『墨子』尚同下に「國君亦爲發憲布令於國之衆」などとあり、『穆天子伝』においても、「憲」を出す主体はみな穆王である。これらによれば、「憲」あるいは「憲命」は総じて王（君主）からの命令と解される。本句「憲命」の内容は、欠字があるため断定はできないが、おそらく下文「詔」以下であり、これから行われる大規模な狩猟に関して、穆王が六師の人に何らかの命令を出したものと推測される。

（3）「□其羽」の欠字について、檀萃は「收」字が入るとする。翟云升は「乃發憲命、詔六師之人□其羽」の一文が「碩鳥解羽」の後、あるいは「六師之人畢至于曠原」の後にあったのではないかと指摘する。下文に「碩鳥解羽」とあり、狩猟の成果として最終的に「羽百車」を得ていることからすれば、狩りで得た鳥の羽だけでなく、当地に落ちていた羽毛を拾わせたのかもしれない。

（4）「□藪水澤」の欠字について、「□藪水澤」と「陵衍平陸」の両句が対になる文型と考えられるため、「□」に入る語は地形を表わす一字である可能性が高い。檀萃は「林」が入るとし、顧実もこれに従う。

「□藪水澤」及び「陵衍平陸」それぞれの地形について、「水」は水流を写した象形文字であり（白川静一九九四）、河川を指すと考えられる。「澤」は『釈名』釈地に「下而有水曰澤、言潤澤也」とあることから、潤った湿地を指し、そのうち、巻二「珠澤之藪方三十里」(2.1b.6)の郭注に「澤中有草者爲藪」とあることから、「藪」は「澤」の植物が多い場所をいう。

また、郭璞は本句に「大阜曰陵、高平曰陸」と注しており、『爾雅』釈地に「大野曰平、廣平曰原、高平曰陸、大陸曰阜、大阜曰陵」とあることによれば、「平」は大きな平野を、「陸」は高台を、「陵」は大きな丘を指すと解される。「衍」は巻二［七］注(8)によれば、水際の低い台地である。以上のことから、この地は、湿地、河川、丘陵、河岸の台地、平野、高台など、多様な自然環境が存在する場所であったと考えられ、また、『穆天子伝』において「天子獵于滲澤」(1.2a.2)や「天子臨于軍丘、狩于藪」(5.3b.11)など、藪澤はしばしば狩猟が行われる地であり（巻一［一］注(7)【表三】参照）、当地も下文に「六師之人大畋九日」とあることからすれば、狩猟に適した地であったことが推測される。

(5)「碩」について、巻二「爰有大木碩草」(2.1a.6)の郭注に「碩、大也」とあることによれば、「碩鳥」は大鳥の意。

「解羽」について、郭璞は下文「曠原」に「北至曠原之野、飛鳥之所解其羽。山海經云、大澤方千里、羣鳥之所生及所解。紀年曰、穆王北征行積羽千里」と注し、巻四の「□自西王母之邦、北至于曠原之野、飛鳥之所解其羽」(4.4b.8)にも「所謂解毛之處」と注するように、「曠原」を鳥たちが「解羽」する場と解している。また、『山海経』海内西経「大澤方百里、羣鳥所生及所解。在鴈門北」について、郭璞は「百鳥於此生乳、解之毛羽」と注している。「解羽」は、『楚辞』天問に「羿焉彈日、烏焉解羽」と見え、王逸は「日中九烏皆死、墮其羽翼、故留其一日也」と注しており、「解羽」を鳥が死んで羽が落ちることと解している。毎君も、『楚辞』の解釈および前引『山海経』海内西経で「解」が「生」と対置されていることから、「解羽」の地を鳥の死地とする（毎君一九八一）。一方、袁珂は、『山海経』海内西経の郭注「解之毛羽」について、宋本・蔵経本が「解氄毛羽」に作るのを是とし、「解羽」を細毛が生えかわることとする（袁珂一九八〇）。『史記』匈奴列伝「臨翰海」の正義には「翰海自一大海名、羣鳥解羽伏乳於此、因名也」と、「解羽」を鳥の繁殖と結びつける記述がある。顧実は、巻二の「羽陵」(2.4b.7)及び本段下文の「羽陵」も鳥が羽を落とす丘陵地を指すことから、特に鳥類が発育する地区があったのではないかと推測する。この「曠原」の周辺は、注(4)でも述べたように、「□藪水澤」など、

様々な自然環境に恵まれた場所であり、六師の人によって大規模な狩猟が行われたことからも、多くの鳥獣が群れていたと考えられる。これらのことから、本句の「解羽」は、鳥たちが集まり繁殖する際に、羽が抜け落ちることとするのが妥当であろう。一般的に雛鳥の綿羽は一、二週間で生えかわり、さらに幼鳥から成鳥に変わるときだけでなく、成鳥も繁殖後に全身の羽毛が生えかわるという（ギル二〇〇九）。本句の「解羽」もこのような生理現象を指すのかもしれない。

（6）「曠原」について小川琢治は「鳥獣の蕃殖する」地とする。本段は所々に欠字があるため、穆王一行の道程や日数は定かではないが、「溽水」「羽琌」「羽陵」の記述の合間に「六師之人畢至于曠原」や「六師之人翔畋于曠原」を挟むことから、「曠原」もこれらの地も同一地域にあると考えられよう。

その所在については、バイカル湖近辺、アラル海とカスピ海間の大砂漠、タラス草原などとする説がある（殷周史研究会二〇〇六）

（7）「勤」は、もと「勒」に作っていたが、洪頤煊が『太平御覧』巻八三二によって改めた。郭璞は「勤、猶勞也」と注しており、「勤」を動詞と解しているものと思われる。しかし、巻二に「天子大饗正公・諸侯・王吏・七萃之士于平衍之中」（2.5a.9）と本句に類似した文型があることから、劉師培や王貽樑は、本句の「勤（勒）」を「吏」の誤りとする。巻二の内容からすれば、本句の「王勤」も巻二の「王吏」のように穆王に仕える役人を指すと解するのが妥当であろう。「王吏」については巻二［七］注（9）参照。

（8）「羽琌」について、郭璞は「下有羽陵。疑亦同」と注しており、下文の「羽陵」と同地であろうと推測している。洪頤煊は、『太平御覧』巻八三二が「羽陵」に作っていることなどから、「琌」字を「陵」字の誤りとする。顧実も「琌」字は第一段落「山隙自出」（3.1a.10）の「隙」字の訛字であり、「陵」字に作るべきとするが、ひとまず底本に従い「琌」字のままとする。

（9）「翔畋」について、郭注は「翔、猶遊也」とし、王貽樑は『説文』四篇上羽部に「翔、回飛也」とあることから、縦横無尽に駆け巡り、思うままに狩りをしたことと解する。「畋」は、獲物を追い捕らえる狩猟行為そのものを指す（『穆天子伝』における狩猟については巻一［一］注（7）参照）。

(10)「駐」は『説文』十篇上馬部に「駐、馬立也」とあることから、馬をとどめる意。穆王の一行が当地に駐留したものと解される。

「羽陵」について、『穆天子伝』では巻二「觴天子于羽陵之上」(2.4b.7、所在については巻二［六］注(11)参照)、巻五「□蠹書于羽陵」(5.3b.6)と2例見える。巻五の「羽陵」は、穆王が中原に帰還した後の記述であり、少なくとも本句とは同名異地であると考えられる。本段注(5)で述べたように、顧実は、これらの「羽陵」が同一地を指すのではなく、特に鳥類が羽を落とし繁殖する丘陵地を「羽陵」と呼んだとする。

(11)「皮」は、『説文』三篇下皮部に「剝取獸革者謂之皮」とあり、同三篇下革部に「革」を「獸皮治去其毛曰革」とすることから、「皮」は毛が付いたままの獣皮を指すと解される。

「效」は巻一「效器」(1.4a.2)の郭注に「閱所得珤物」とあることから、検閲する、調べるの意。「物」に対する郭注の「詩云、九十維物」は、現行『詩』には見えないが、小雅無羊「三十維物、爾牲則具」を指すか。その毛伝に「異毛色者、三十也」とあることから、「物」は毛色と解される。本句は毛が付いた獣皮を、その毛色によって査収した可能性が考えられよう。

(12)ここで収められた羽毛は、狩りで得た鳥から得たものと、「解羽」し抜け落ちた羽を拾い集めたものの両者が考えられる。これら羽毛の用途について、小川琢治は『周礼』考工記鍾氏「鍾氏染羽」の鄭注「羽所以飾旌旗及王后之車」などをあげ、武器の材料や装飾品として用いられた例は多く、一々枚挙に堪えぬと述べる。また、小川は羽毛の収集について「曠原に往った目的のこの原料採集にあったことは明かで、羽物百車を獲てこの目的が達せられたのである」とする。小川の言うように、本句の「皮」や「羽」も礼器や兵器の材料に用いられたと考えられよう。

なお、洪頤煊によれば、『広雅疏証』では本句の「百車」を「百緷」に作るとするが、ひとまず底本に従う。

（矢島明希子）

［三］

原　文

5　己亥、天子東歸(1)。六師□起。

6　庚子、至于□之山而休、以待六師之人。

7 庚辰、天子東征。

8 癸未、至于戊□之山。智氏之所處[2]。□智□往天子于戊□之山、勞用白驂二疋〔驂、騑馬也〕[3]、野馬・野牛四十、守犬七十〔任守備者〕[4]。乃獻食馬四百、牛・羊三千。曰、智氏□[5]。天子北遊于𤔲子之澤[6]。智氏之夫獻酒百□于天子[7]。天子賜之狗瑾采〔疑玉名〕[8]、黄金之嬰二九、貝帶四十、朱丹三百裹[9]、桂・薑百□乃膜拜而受[10]。

訓読

5 己亥、天子東のかた歸る。六師……起。

6 庚子、□之山に至りて休み、以て六師の人を待つ。

7 庚辰、天子東のかた征く。

8 癸未、戊□之山に至る。智氏の處る所。……智……往天子于戊□之山、勞(ねぎら)うに白驂二疋〔驂は騑馬なり〕、野馬・野牛四十、守犬七十を用てす〔守備に任ずる者〕。乃ち食馬四百、牛・羊三千を獻ず。曰く、「智氏……」と。天子北のかた𤔲子の澤に遊ぶ。智氏之夫酒百□を天子に獻ず。天子之に狗瑾采〔疑うらくは玉の名ならん〕、黄金の嬰二九、貝帶四十、朱丹三百裹(か)、桂・薑(きょう)百……を賜い、乃ち膜拜して受く。

現代語訳

5 己亥㊱、天子は東に向かって帰った。六師……起。

6 庚子㊲、（天子は）……之山に到着して休み、六師の人を待った。

7 庚辰⑰、天子は東に向かって行った。

8 癸未⑳、（天子は）戊□之山に到着した。智氏のいるところである。……智……往天子于戊□之山、ねぎらいとして白い副馬二頭、野馬・野牛四十頭、守犬七十頭を贈った。そして（さらに）食馬四百頭、牛・羊三千頭を献じた。（柏夭は）「智氏……」と言った。天子は北に向かい𤔲子の沢をめぐった。智氏之夫は酒百□を天子に献じた。天子は彼に狗瑾采、黄金の嬰二九、貝帶四十、朱丹三百袋、桂・薑百……を賜ったので、（智氏の領袖は）膜拜して受けた。

注釈

（1） 巻四には穆王一行の西征を振り返って「宗周至于西北大曠原、萬四千里。乃還東南復至于陽紆七千里」（4.4b.9）と見え、「大曠原」に至って東南へ帰ったことがわかる。ここでの「東歸」はまさしく西の果てへ

とたどり着いた穆王らが、ようやく帰路についたことを言うものであろう。なお往路に智氏の名が見えないことからすると、復路は別ルートであったと考えられる。

（2）「至于戊□之山。智氏之所處」について、『穆天子伝』には山と密接に関わる集団に、智氏以外では①「戊寅、天子西征鶩行、至于陽紆之山、河伯無夷之所都居」（1.2a.9）の河伯無夷、②「癸巳、至于羣玉之山。容成氏之所守」（2.4a.9）の容成氏、③「己亥、至于瓜纑之山。三周若城、閼氏・胡氏之所保」（3.3a.4）の閼氏・胡氏、④「爰有采石之山、重𧺆氏之所守」（4.1a.11）の重𧺆氏、⑤「天子三日遊于文山、於是取采石。壬寅、天子飲于文山之下。文山之人歸遺乃獻……」（4.2a.6）の文山之人が見える。このうち②④⑤に出てくる山はいずれも玉石を産し、彼らはその重要性からこれらの山を「守」していたことがうかがえるが、①の「陽紆之山」と本段の「戊□之山」および③の「瓜纑之山」にはそのような記述がなく、これらの集団は山をその居所としていたと考えられる。

「戊□之山」の所在については、新疆ウイグル自治区の奇台県西北、同自治区の巴里坤（バリコール）あるいは哈密（ハミ）の付近、同自治区のボゴダ山、ロシアのヴァルダイ丘陵、トルクメニスタンのキジル・アルヴァト山とする説がある（殷周史研究会二〇〇六）。

（3）「□智□往天子于戊□之山、勞用白驂二疋」について、巻一に「河宗伯夭逆天子燕然之山、勞用束帛加璧、先白□、天子使鄒父受之」（1.2a.12）と似たような表現が見えることからすると、ここで穆王を「白驂二疋」などで労ったのは智氏の領袖で、二つ目の欠文には「氏」あるいは「氏之夫」に類する字句があったと推測される。

また「往」について、翟云升は巻一の文との類似から「逆」の意とし、王貽樑は「往」の古文「𨒪」が「逆」「迎」と形が似ているため誤った可能性を指摘する。一方で丁謙は「往（ゆ）きて見（まみ）えること」とし、顧実は『方言』に「往、勞也」とあることから、ねぎらう意と解する。しかし欠文も多く断定し難いため、ここでは訳出せず原文のままとしておく。

（4）「守犬」について、巻四で文山の人帰遺が穆王に献上したものの中に「守狗九十」（4.2a.7）が見える（巻二［七］注（11）参照）。

（5）これまでの西方の諸集団についての記述からすると、本句の「曰、智氏□」は、智氏の出自などについて柏夭が穆王に伝えたものと考えられる（巻二［二］注（4）参照）。

（6）「天子北遊于𤇾子之澤」について、『穆天子伝』では天子が「遊」した例として、巻四に①「曰□天子三日遊于文山、於是取采石」（4.2a.5）とあり、巻五に②「庚寅、天子西遊、乃宿于鄒」（5.2a.11）、③「戊戌、天子西遊、射于中□方落艸木鮮」（5.2b.13）、④「丙辰、天子北遊于林中、乃大受命而歸」（5.3b.5）、⑤「仲秋甲戌、天子東遊、次于雀梁」（5.3b.6）、⑥「季冬甲戌、天子東遊、飲于留祈、射于麗虎、讀書于耇丘」（5.3b.11）、⑦「天子東遊于黄澤、宿于曲洛」（5.4a.5）、⑧「丙辰、天子南遊于黄□室之丘、以觀夏后啓之所居」（5.4a.10）、⑨「戊寅、天子西升于黎丘之陽□過于靈□井公博。乃駕鹿以遊于山上」（5.4a.13）とある。「遊」の後に「𤇾子之澤」「林中」「黄澤」など狩猟に適した地勢が見えることからすると、本句の「遊」が遊猟を指す可能性も考えられるが、これとは別に「取采石」「大受命而歸」「以觀夏后啓之所居」などとあることからすれば、単なる周遊を意味していたとも解せる。

「𤇾子之澤」の所在については、新疆ウイグル自治区浮遠城の東北にある池、カスピ海、札瑪拉湖、ラドガ湖あるいはオネガ湖、鳴筋簗湖、巴里坤（バリコール）湖とする説がある（殷周史研究会二〇〇六）。

（7）「智氏之夫獻酒百□」について、檀萃・翟云升は「夫」を「人」の誤りとし、これを智氏の領袖と見ているようであるが、『穆天子伝』に見える他の西方諸集団の表記（巻二【表一】参照）や、本段でも「智氏之夫」に対して穆王が物品を与え、それに対して「膜拜」して答えていることからすると、確かに「智氏之夫」は具体的には智氏の領袖個人を指すのであろう。ただ、『穆天子伝』では「〇〇之人」とのみあって領袖の名を欠くものは、巻四に「西膜之人」と一例が見えるだけで、やや特殊な用例といえる。なお秦漢代の簡牘には「夫」に重文符号をつけて「大夫」とする例が非常に多く見られ、もしかすると、本句も元は重文符号があって「智氏之大夫」としていたのかもしれないが、ここではひとまず原文のままとする。

「獻酒百□」について、陳逢衡は欠字を「斛」であったとする。

（8）「狗瑾采」について、巻四では穆王が重𩁹氏の領袖である𩣡𩣡に「黄木𩣡銀采」（4.2a.1）を、巨蒐氏の領袖である𩣡奴に「銀木𩣡采」（4.3a.11）を与えており、おそらくはこれらと同様の玉器あるいは宝玉であったと考えられるが、詳細は不明。

（9）「朱丹三百裹」について、巻二【表二】Bに掲げたとおり、穆王はその貢献に対して、本段落に見える「智氏之夫」には「朱丹三百裹」、「冑余之人命懐」に「朱丹七十裹」（3.3a.12）、「諸飧」に「朱丹七十裹」（3.3b.1）などを与えているが、その分量などからすると他の諸集団に与えた「朱三百裹」などと同じものと思われる（巻二［四］注（14）参照）。

（10）桂・薑の語は本段落以外に巻四に3例見え、いずれも「桂薑百𦍒」（4.1b.10、4.2a.12、4.3a.10）とある。ニッケイとショウガは『史記』貨殖列伝に「江南出枏・梓・薑・桂・金・錫・連・丹沙・犀・瑁・珠璣・齒革」とあるように、丹沙と並んで江南の特産とされている。また今日でも、食品・香辛料・薬品として用いるが、『礼記』檀弓上に「曾子曰、喪有疾、食肉飲酒、必有草木之滋焉。以爲姜桂之謂也」とあるように調味料として用いられた。さらに馬王堆帛書「五十二病方」や武威医簡、敦煌漢簡「治馬傷水方」などに、生薬として用いた処方が見える。

（川村　潮）

［四］

原　文

9　乙酉、天子南征、東還。

10　己丑、至于獻水[1]、乃遂東征。飲而行、乃遂東南。

11　己亥、至于瓜纑之山[2]。三周若城[3]〔言山周匝三重、狀如城壘〕、閼氏胡氏〔閼、音遏〕之所保[4]。天子乃遂東征、南絶沙衍[5]〔沙衍、水中有沙者〕。

12　辛丑、天子渴于沙衍〔沙中無水泉〕、求飲未至。七萃之士曰高奔戎[6]、刺其左驂之頸、取其清血以飲天子[7]〔今西方羌胡、刺馬咽、取血飲。渴亦愈〕。天子美之[8]、乃賜奔戎佩玉一隻。奔戎再拜䭫首〔古稽字〕。天子乃遂南征。

13　甲辰、至于積山之遉[9]。爰有蕚柏[10]。曰冑余之人命懐[11]〔命懐、人名〕獻酒于天子。天子賜之黄金之嬰、貝帶、朱丹七十裹。命懐乃膜拜而受。

14　乙巳、□諸飧獻酒于天子〔諸飧、亦人名。音犍牛之犍〕。天子賜之黄金之嬰、貝帶、朱丹七十裹。諸飧乃膜拜

而受。

訓読

9 乙酉、天子南のかた征き、東のかた還る。

10 己丑、獻水に至り、乃ち遂に東のかた征く。飲して行き、乃ち遂に東南す。

11 己亥、瓜纑の山に至る。三たび周ること城の若く〔山の周匝すること三重、狀の城壘の如きなるを言う〕、閼氏・胡氏〔閼、音は遏〕の保つ所。天子乃ち遂に東のかた征き、南のかた沙衍を絶る〔沙衍は水中に沙有る者〕。

12 辛丑、天子沙衍に渴き〔沙中に水泉無し〕、飲を求むるも未だ至らず。七萃の士の高奔戎と曰うもの、其の左驂の頸を刺し、其の清血を取りて以て天子に飲ましむ〔今の西方の羌胡、馬の咽を刺し、血を取りて飲む。渴きも亦た愈ゆ〕。天子之を美しとし、乃ち奔戎に佩玉一隻を賜う。奔戎再拜稽首す〔古の稽字〕。天子乃ち遂に南のかた征く。

13 甲辰、積山の邊に至る。爰に蔓柏有り。曰に鬲余の人命懐〔命懐は人名〕酒を天子に獻ず。天子之に黄金の嬰、貝帶、朱丹七十裹を賜う。命懐乃ち膜拜して受く。

14 乙巳、……諸飣、酒を天子に獻ず〔諸飣も亦た人名。音は犍牛の犍〕。天子之に黄金の嬰、貝帶、朱丹七十裹を賜う。諸飣乃ち膜拜して受く。

現代語訳

9 乙酉㉒、天子は南に向かって行き、東に向かって進路を変えた。

10 己丑㉖、献水に到着し、そこでついに東に向かって行った。（天子は）飲の儀礼をして出発した。そこでついに東南に向かった。

11 己亥㊱、瓜纑の山に到着した。（ここは山が）三重にとりまいていて城壁のようであり、閼氏・胡氏が保守するところである。天子はそこでついに東に向かって行き、南に向かい砂丘を越えた。

12 辛丑㊳、天子は砂丘でのどが渴き、飲みものを求めたが、（水のあるところに）まだ到着していなかった。（そこで）七萃の士の高奔戎というものがその左の副馬の頸部を刺し、その清らかな血をとって天子に飲ませた。天子はこれを美味として、奔戎に佩玉一隻を賜った。奔戎は二度拝礼して地に頭をつけ

た。天子はそこでついに南に向かって行った。

13　甲辰㊶、積山のはずれに到着した。ここには蔓柏がある。ここで冐余（という集団）の領袖の命懐が天子に酒を献じた。天子はこれに黄金の嬰、貝帯、朱砂七十袋を賜った。そこで、命懐は膜拝の礼をして受けた。

14　乙巳㊷、……諸飧が天子に酒を献じた。天子はこれに黄金の嬰、貝帯、朱砂七十袋を賜った。そこで諸飧は膜拝の礼をして受けた。

注　釈

（1）「獻水」の所在については、新疆ウイグル自治区と甘粛省の境界線附近の川とする説やロシアのヴォルガ川とする説などがある（殷周史研究会二〇〇六）。

（2）「瓜纑之山」の所在について、鄭傑文は「瓜纑」は「瓜蔞」（キカラスウリ、*Trichosanthes kirilowii var. japonica*）のことで、山がキカラスウリのように丸く切り立っていることを言うとする。その所在は、新疆ウイグル自治区の哈密（ハミ）や巴里坤（バリコール）、ロシアのウラル山脈とする説などがある（殷周史研究会二〇〇六）。

（3）「三周若城」について、郭璞は「言山周匝三重、狀如城壘」と、山が三重にとりまいていて城砦のようであったと注し、丁謙は山が連なり取り囲んでいるさまと解している。「城」は『太平御覧』巻一九三に引く『呉越春秋』の佚文に「鯀築城以衛君、造郭以居人。此城郭之始也」とあり、また『管子』度地篇に「内爲之城、城外爲之郭、郭外爲之土閭」とあるように、城郭の内城を指すと考えられることから、郭璞の解釈が妥当ではなかろうか。

（4）「閼氏胡氏」について、檀萃は「閼氏」「胡氏」という二つの国名とするが、陳逢衡は「君長之姓氏」とし、国名ではないとする。一方、翟云升は『路史』国名紀に「閼胡氏」と作るのに従うべきとし、顧実も『穆天子伝』の「濁繇氏之所食」（4.1a.4）や「骨飧氏之所衣被」（4.1a.5）を例に挙げ、これに従う。『穆天子伝』では「集団名（もしくは領袖名）＋之所＋動詞」とする用例が本句のほかに、①「河伯無夷之所都居」（1.2a.9）、②「河宗氏之所遊居」（1.4a.1）、③「丁巳、天子西南升□之所主居」（2.1a.6）、④「癸巳、至于羣玉之山。容成氏之所守」（2.4a.9）、⑤「癸未、至于戊□之山、智氏之所處、□智□往天子于戊□之山」

(3.2b.7)、⑥「庚辰、至于滔水。濁繇氏之所食」(4.1a.4)、⑦「癸未至于蘇谷。骨飦氏之所衣被」(4.1a.5)、⑧「庚寅至于重𧺆氏、黑水之阿。爰有野麥。爰有荅菫。西膜之所謂木禾、重𧺆氏之所食。爰有采石之山。重𧺆氏之所守」(4.1a.10)、⑨「丙辰、天子南遊于黄室之丘、以觀夏后啓之所居」(5.4a.11)と9例みられるが、本句のように複数の集団名が挙げられている例はなく、翟云升や顧実が指摘するように「閼胡氏」という一つの集団名であった可能性も考えられよう。しかしながら、「閼氏胡氏」については他の西方の集団と異なり、儀礼の応酬が見られず、場所の説明に現れるのみであるため、詳細は不明。ここではひとまず原文に従い、二つの集団名と解しておくこととする。

なお「閼氏」は匈奴単于の妃の呼称と同じであるが、この点について、顧頡剛は「閼氏胡氏」は匈奴単于の后の訛伝とし(顧頡剛一九五一)、小川琢治は「閼氏」は「六(Altji)」を意味するトルコ語を漢字で綴ったもので、単于の妃である閼氏が六人いたことから生じたか、閼氏胡氏から常に単于の妃が出た関係から起こったかは不明であるが、本句の「閼氏」と匈奴単于の妃を呼ぶ普通名詞とは同源であろうと推察し、「匈奴の勃興する数百年前に閼氏の部落が存在することは大に注意に値する」と述べている。

(5)「沙衍」について、郭璞は「沙衍、水中有沙者」と注し、中州や砂州のような場所と解しているように思われるが、檀萃は平らかで広い砂地とし、郭注がいうように「水中有沙」であれば天子ののどがかわくことはないと否定している。陳逢衡は「衍」を墳衍の衍と同様とし、「沙衍」を流沙と解する。また、王貽樑は「沙衍」を古代の流沙とした上で、西は甘粛省と内蒙古自治区の西北角、東は河套の西側、南は甘粛省と寧夏回族自治区の古長城の北境、北は阿拉善高原へと広がる大砂漠(著名なものとして、巴丹吉林(バタインジャラン)砂漠や騰格里(テングリ)砂漠)とし、その間には山陵や草原、沼沢もあるとする。本段下文に「天子渇于沙衍。求飲未至」とあり、「沙衍」を郭注の「水中有沙」と解した場合、檀萃が指摘するように、なぜ穆王が飲みものを手に入れることができなかったのかという疑問が残る。ただし、下文の「沙衍」について、郭璞は「沙中無水泉」と注しており、本句の「沙衍」とは異なる場所と解していた可能性がある。また、洪頤煊は『太平御覧』巻六九二を引いて「衍」

を「中」に作るとし、顧実はこれに従い、「沙衍」を「沙中」に改めている。下文は本句の「沙衍」を「絶」ってから二日後であり、「絶」には巻一［一］注(3)で指摘したように、「渡る、横断する、通過する」という意味があることから、本句の「沙衍」とは異なる場所であった可能性も考えられるが、「絶」は「絶らんとす」と訓ずることもできるため、ここでは可能性を指摘するにとどめ、檀萃や王貽樑が指摘するように、砂地あるいは砂漠を指すものと解しておく。

「沙衍」の所在については、前述した王貽樑の説のほかに、カスピ海の東にある砂漠とする説やカスピ海とアラル海の北部にある乾燥地とする説などがある（殷周史研究会二〇〇六）。

(6)　「七萃之士」は、巻一［二］注(3)で指摘したように、穆王に侍衛した七人の士と解されることから、「高奔戎」はそのうちの一人と考えられる。「高奔戎」の名は巻五でも「有虎在於葭中。天子將至、七萃之士曰高奔戎請生搏虎必全之。乃生搏虎而獻之天子」(5.3a.10)とあり、巻四では「柏夭主車、參百爲御、奔戎爲右」(4.2b.9)とあるように、「奔戎」という名も見える。市川勇は「奔戎」という名前や下文の「刺其左

驂之頸、取其清血以飲天子」(3.3a.7)のような風習を持っていることから、高奔戎を穆王につき従った「外夷の人物」と解している（市川勇一九三八）。なお、高奔戎以外の「七萃之士」としては、巻六に「七萃之士夔豫上諫于天子曰、自古有死、有生。豈獨淑人。天子不樂、出於永思。永思有益、莫忘其新」(6.5a.11)とあるように、「夔豫」という人物がいる。

(7)　本句は郭璞が「今西方羌胡、刺馬咽、取血飲。渴亦愈」と注するように、馬の血を採って飲み、のどの渇きを癒したことを指す。『穆天子伝』には穆王が動物の血を飲む用例として、本句のほかに「巨蒐之人𢍰奴、乃獻白鵠之血、以飲天子」(4.2b.13)、「官人進白鵠之血、以飲天子」(4.4a.8)と2例見え、いずれも献じられた「白鵠之血」を飲んでいる。本句の場合は穆王が渇きを癒すために緊急手段として取られた措置であると考えられよう。

「清血」は、もとは「青血」に作っていたものを洪頤煊が『太平御覧』巻六九二に従い改めたものである。「清」は『説文』十二篇水部に「清、朖也。澂水之皃」とあることをふまえれば、「清血」とは澄んだ清らかな血という意味と解すべきか。

（8）「美」について、『説文』四篇上羊部「美、甘也。从羊从大。羊在六畜主給膳也。美與善同意」の段注に「甘者五味之一、而五味之美、皆曰甘」とあり、また『穆天子伝』においても、巻六に「天子飲于漯水之上、官人膳鹿獻之。天子美之、是曰甘」（6.1a.13）とあることをふまえれば、「清血」が美味であったことを表したものと考えられる。

（9）「積山之邅」の「邅」について、檀萃は「複」の古字とし、陳逢衡は「尾」字ではないかとする。一方、劉師培は「邊」字の古文とし、顧実も「邊」字の古文で、山のはずれであったことから「積山之邊」といったであろうとしている。また、于省吾は《散氏盤》（集成 10176 西周晩期）を例に挙げ、「邅」を「邊」の誤りであろうとする。このように、「邅」字には諸説あり確定しがたいが、ここではひとまず劉師培・顧実らに従う。

「積山之邅」の所在については、新疆ウイグル自治区の哈密（ハミ）の東南三〇〇キロメートル一帯とする説やザラフシャン山脈の西辺とする説などがある（殷周史研究会二〇〇六）。

（10）「蔓」について、翟云升は「蔓」字に作り、陳逢衡は呉任臣『字彙補』に「蔓、疑即蔓字」とあるのを引き、密生して枝の長い柏であることから蔓柏といったとする。蔓柏について、衛挺生はアメリカ産（*Juniperus squamata Lambert*）の二種類があり、形状はほぼ同じく蔓生で枝や幹は地面を這い、直径一、二丈のほぼ円形になるが、地表に出る枝は一尺に満たないという胡秀英博士の言を挙げ、王貽樑は現在の内蒙古・寧夏・甘粛・青海・新疆などの地域に多く見られ、砂漠で生長するサビナビャクシン（*Sabina vulgaris*）であろうとする。

（11）「鬲余之人」について、檀萃や陳逢衡は「鬲余」を巻二の「鬲□之人居慮」（2.1a.7）の「鬲□」と同じと解しており、小川琢治は「鬲余」はまた巻四の「珠余氏」に通じるとする。一方、顧実は陳逢衡らが「鬲余」を巻二の「鬲□」と同じとするのは誤りとし、王貽樑もこれに従う。『穆天子伝』を見る限り、「西王母之邦」からの帰途において、穆王一行が遭遇する西方集団は「鄘柏絮」を除き、いずれも往路とは異なる集団であり（巻二【表一】参照）、顧実が指摘するように、本句の「鬲余」が巻二でみえる「鬲□」と同じ集団とは考えがたいように思われる。（吉田章人）

参考文献

・市川勇一九三八　市川勇「穆天子西征伝説の性質に就いて」（『史苑』第十一巻第三・四号〈小林教授還暦記念史学論叢〉、立教史学会、一九三八年）。
・伊藤清司一九九八　伊藤清司『死者の棲む楽園』（角川書店、一九九八年）。
・殷周史研究会二〇〇六　大阪府立大学殷周史研究会「穆天子伝地名国族名諸説索引」（『大阪府立大学人文学論集』第二十四集、二〇〇六年）。
・袁珂一九八〇　袁珂『山海経校注』（上海：上海古籍出版社、一九八〇年）。
・丘光明一九九二　丘光明編著『中国歴代度量衡考』（北京：科学出版社、一九九二年）。
・ギル二〇〇九　フランク・B・ギル著　山岸哲日本語版監修　山階鳥類研究所訳『鳥類学』（新樹社、二〇〇九年）。
・顧頡剛一九五一　顧頡剛「穆天子伝及其著作時代」（『文史哲』第一巻第二期、一九五一年）。
・湖北省博物館一九八九　湖北省博物館編『曾侯乙墓』上下（北京：文物出版社、一九八九年）。
・小南一郎一九九一　小南一郎『西王母と七夕伝承』（平凡社、一九九一年）。
・白川静一九九四　白川静『字統　普及版』（平凡社、一九九四年）。
・遅文傑他二〇〇八　遅文傑叢書総主編集、新疆天山天池管理委員会編纂『西王母文化研究集成』論文巻・文献史料巻・伝説故事巻・図像資料巻・考古報告巻・外文論文巻・論文巻続編1（桂林：広西師範大学出版社、二〇〇八年～二〇一一年）。
・陳煒湛一九九六　陳煒湛「《穆天子伝》疑難字句研究」（『中山大学学報（社会科学版）』一九九六年第三期）。
・陳夢家二〇〇四　陳夢家『殷墟卜辞綜述』（北京：中華書局、二〇〇四年。初出は「古文字中之商周祭祀」『燕京学報』第十九期、一九三六年）。
・董同龢一九四四　董同龢『上古音韻表稿』〈中央研究院歴史語言研究所単刊甲種之二十一〉（台北：中央研究院歴史語言研究所、一九四四年）。
・毎君一九八一　毎君「釈〝飛鳥之所解其羽〟」（『文史哲』一九八一年第三期）。
・前野直彬一九七五　前野直彬『全釈漢文大系　第三十三巻　山海経・列仙伝』（集英社、一九七五年）。

・森雅子二〇〇五a　森雅子「西王母の原像」（同『西王母の原像―比較神話学試論』慶應義塾大学出版会、二〇〇五年。初出は『史学』第五十六巻第三号、一九八六年）。
・森雅子二〇〇五b　森雅子「穆王讃歌」（同右書。初出は『史学』第六十五巻第一号、一九九五年）。
・森雅子二〇一一　森雅子「中国の女神小事典」西王母（吉田敦彦・松村一男編著『アジア女神大全』青土社、二〇一一年）。
・森雅子二〇一三　森雅子「聖婚の花嫁」（同『神女列伝―比較神話学試論2』慶應義塾大学出版会、二〇一三年。初出は篠田知和基編『神話・象徴・図像』1、楽瑯書院、二〇一一年）。
・山崎藍二〇〇七　山崎藍「穆天子伝」（竹田晃・黒田真美子編『中国古典小説選1』明治書院、二〇〇七年）。
・楊寛一九九九　楊寛「〝贄見礼〟新探」（同『西周史』上海：上海人民出版社、一九九九年。初出は『中華文史論叢』第五輯、一九六四年）。